

地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンター業務方法書

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び泉佐野市地方独立行政法人法施行細則（平成22年泉佐野市規則第19号）の規定に基づき、地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンター（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法第87条の8第1項の規定により泉佐野市長（以下「市長」という。）から指示された年度目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

第2章 業務の方法

(窓口関連業務の運営)

第3条 法人は、法第87条の3第1項に定める申請等関係事務処理法人として地域住民に質の高いサービスを提供するため、法人を運営するものとする。

(法人の行う業務)

第4条 法人は、定款第17条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。

- (1) 申請等関係事務の処理
- (2) 申請等関係事務に関する調査及び研究
- (3) 申請等関係事務に関する従事者等の研修
- (4) 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(緊急時における市長の要求)

第5条 法人は、定款第18条の規定に基づき、必要な業務の実施を求められたときは、その求めに応じ、当該業務を実施することとする。

第3章 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(内部統制に関する基本方針)

第6条 法人は、役員（監事を除く。）の職務の執行が法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

(役職員の倫理等に関する事項)

第7条 法人は、役員及び職員（以下「役職員」という。）の倫理・行動指針を定めるものとする。

(理事会の設置及び役員の方掌に関する事項)

第8条 法人は、理事会及び役員に関する次の各号に掲げる事項を整備するものとする。

- (1) 理事長を頂点とした意思決定ルールの明確化
- (2) 理事長の意思決定を補佐する理事会の設置
- (3) 役員の方掌明示による責任の明確化

(事業計画等の策定及び評価に関する事項)

第9条 法人は、事業計画等の策定及び評価に関する次の各号に掲げる事項を整備するものとする。

- (1) 事業計画等の策定過程
- (2) 事業計画等の進捗管理体制
- (3) 事業計画等に基づき実施する業務の評価体制
- (4) 事業計画等の進捗状況のモニタリング
- (5) 恣意的とならない業務実績評価
- (6) モニタリング及び自己評価を基にした適切な業務実績報告の作成

(内部統制の推進に関する事項)

第10条 法人は、泉佐野市における内部統制の取り組みに準じ、法人の内部統制の推進に関する次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 内部統制担当役員及び担当部門の設置
- (2) 内部統制モニタリング、リスク評価などの内部統制点検実施
- (3) 内部統制結果についての内部統制担当役員への報告
- (4) コンプライアンス違反等の事実発生時における対応方針等の策定
- (5) 内部統制に向けた職員研修会の実施

(情報伝達及び情報システムに関する事項)

第11条 法人は、情報伝達に関する次の各号に掲げる事項を整備するものとする。

- (1) 理事長の指示が確実に役職員に伝達される仕組み
- (2) 内部統制に関する情報その他役員に必要な情報が職員から理事長に伝達される仕組み

2 法人は、情報システムに関する次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 効率的な業務運営及び情報化の推進
- (2) データへのアクセス権の設定や情報を汎用性のある形式に整えて活用できるアプリケーションの構築

(情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項)

第12条 法人は、泉佐野市における情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する取り組みに従い、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 情報セキュリティの確保に関する以下の事項

ア 情報システムのぜい弱性対策、情報リテラシーの向上など情報システムに関するリスクに対するコントロールが適切に整備・運用されていることを担保するための有効な手段の確保

イ 情報漏えいの防止

(2) 個人情報保護に係る点検活動の実施

(監事及び監事監査に関する事項)

第13条 法人は、次の各号に掲げる事項を定めた監事及び監事監査に関する規程等を整備するものとする。

(1) 監事に関する次の事項

ア 監事監査規程の整備に対する監事の関与

イ 監査結果の業務への適切な反映

(2) 監事監査に関する次の事項

ア 監事監査規程に基づく監査への協力

イ 改善状況の報告

ウ 監査報告の市長及び理事長への報告

(3) 監事によるモニタリングに必要な以下の事項

ア 監事の理事会等重要な会議への出席

イ 監事と内部統制担当部門との連携

ウ 役職員の不正、違法、著しい不当事実の監事への報告義務

(内部通報及び外部通報に関する事項)

第14条 法人は、泉佐野市における内部通報者及び外部通報者の保護に関する取り組みに準じ、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 内部通報窓口及び外部通報窓口の設置

(2) 内部通報者及び外部通報者の保護

(入札・契約に関する事項)

第15条 法人は、次の各号に掲げる事項を定めた入札及び契約に関する規程等を整備するものとする。

(1) 談合情報がある場合の緊急対応

(2) 契約事務の適切な実施、相互けん制の確立

(3) 随意契約とすることが必要な場合の明確化（情報の適切な管理及び公開に関する事項）

(情報公開等)

第16条 法人は、情報の適切な管理及び公開に関し、市の文書管理に準じ、法人の意思決定

に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、財務情報を含む法人情報の公開に関する運用を行うものとする。

(職員の人事・懲戒に関する事項)

第 17 条 法人は、職員の人事管理方針に関する事項を整備するものとする。

- (1) 職員の懲戒基準
- (2) 長期在籍者の存在把握

第 4 章 業務の委託等

(業務の委託)

第 18 条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができるものと認められる場合、業務の一部を委託することができる。

2 法人は、前項の規定により業務を委託するときは、受託者と業務に関する委託契約を締結するものとする。

(契約の方法)

第 19 条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合においては、一般競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が一般競争に適しない場合其他法人の規程で定める場合は、指名競争に付し、又は随意契約若しくはせり売りによることができるものとする。

第 5 章 役員 の 損害賠償責任

(役員 の 損害賠償責任)

第 20 条 役員（この場合、監事を含む。）は、その任務を怠ったときは、法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき、法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 法人は、前項の責任について、法第 19 条の 2 第 4 項に定める要件に該当する場合には、市長の承認を得て、賠償責任額から泉佐野市地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例（令和 4 年泉佐野市条例第 23 号）第 2 条に定める額を限度として、免除することができる。

第 6 章 補則

第 21 条 法人は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項については、法人の規程に定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。